

第 125 期 決 算 公 告

平成22年6月30日

宮崎市橘通東四丁目3番5号



株式 宮崎銀行
会社

取締役頭取 小池 光一

貸借対照表（平成22年3月31日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	35,805	預金	1,714,403
現金	22,147	当座預金	34,497
預け	13,658	普通預金	999,036
コ ー ル	62,046	貯蓄預金	22,204
買入金	2,268	通知預金	731
商品有価証券	38	定期預金	625,640
商品国債	26	定期積金	3,602
商品地方債	11	その他の預金	28,691
金銭の信託	2,000	譲渡性預金	84,119
有価証券	608,262	借入金	20,379
国債	281,213	外国為替	37
地方債	105,736	売渡外国為替	23
社債	159,528	未払外国為替	13
株	35,327	社 債	15,000
その他の証券	26,457	その他の負債	7,839
貸出金	1,199,346	未決済為替借	57
割引手形	10,352	未払法人税等	70
手形貸付	65,135	未払費用	2,865
証書貸付	1,018,666	前受収益	1,051
当座貸越	105,191	給付補てん	3
外国為替	1,261	金融派生商品	2,537
外国店預け	1,215	リース債	647
買入外国為替	28	その他の負債	604
取立外国為替	18	役員賞与引当金	20
その他の資産	6,920	退職給付引当金	7,102
前払費用	22	役員退職慰労引当金	501
未収収益	3,045	睡眠預金払戻引当金	200
その他の資産	3,852	偶発損失引当金	214
有形固定資産	23,624	再評価に係る繰延税金負債	3,375
建物	7,315	支払承諾	4,469
土地	13,979	負債の部合計	1,857,662
リース資産	618		
建設仮勘定	220	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	1,490	資本	14,697
無形固定資産	2,665	資本剰余金	8,795
ソフトウェア	1,250	資本準備金	8,771
その他の無形固定資産	1,415	その他資本剰余金	23
繰延税金資産	15,709	利益剰余金	55,189
支払承諾見返	4,469	利益準備金	6,473
貸倒引当金	20,602	その他利益剰余金	48,715
投資損失引当金	83	別途積立金	39,101
		繰越利益剰余金	9,614
		自己株式	76
		株主資本合計	78,605
		その他有価証券評価差額金	4,865
		繰延ヘッジ損益	2
		土地再評価差額金	2,602
		評価・換算差額等合計	7,465
		純資産の部合計	86,071
資産の部合計	1,943,733	負債及び純資産の部合計	1,943,733

損益計算書

〔平成 21 年 4 月 1 日から
平成 22 年 3 月 31 日まで〕

(単位: 百万円)

科 目	金 額	
経常収益		42,115
資金運用収益	31,139	
貸出金利息	24,402	
有価証券利息配当金	6,641	
コールローン利息	33	
預け金利息	0	
その他の受入利息	62	
役務取引等収益	6,803	
受入為替手数料	2,350	
その他の役務収益	4,452	
その他業務収益	2,115	
外国為替売買益	56	
商品有価証券売買益	8	
国債等債券売却益	1,554	
金融派生商品収益	496	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	2,056	
株式等売却益	1,550	
金銭の信託運用益	34	
その他の経常収益	471	
経常費用		33,252
資金調達費用	3,544	
預金利息	2,383	
譲渡性預金利息	205	
コールマネー利息	13	
借入金利息	289	
社債利息	231	
金利スワップ支払利息	373	
その他の支払利息	48	
役務取引等費用	1,797	
支払為替手数料	446	
その他の役務費用	1,350	
その他業務費用	550	
国債等債券償還損	414	
国債等債券償却	136	
営業経費	23,746	
その他経常費用	3,614	
貸倒引当金繰入額	2,351	
貸出金償却	818	
株式等売却損	74	
株式等償却	80	
金銭の信託運用損	14	
その他の経常費用	275	
経常利益		8,862
特別利益		791
固定資産処分益	4	
償却債権取立益	724	
投資損失引当金戻入益	10	
睡眠預金払戻損失引当金戻入益	51	
特別損失		526
固定資産処分損失	258	
減損損失	267	
税引前当期純利益		9,127
法人税、住民税及び事業税	39	
法人税等調整額	335	
法人税等合計		374
当期純利益		8,753

<記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。>

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年 ~ 50年

その他 2年 ~ 20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,038百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(会計方針の変更)

当事業年度末から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。

なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度において、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しております。なお、金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を適用しております。

また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益であり、当該ヘッジを適用していたものの残存期間に応じ平成15年度から残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は2百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益(同前)はありません。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(金融商品に関する会計基準)

当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、「有価証券」は12百万円減少、「繰延税金資産」は5百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は7百万円減少しております。なお、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は、軽微であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額 586百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,017百万円、延滞債権額は30,468百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。

以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,731百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は34,217百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,380百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金 40百万円

有価証券 87,585百万円

担保資産に対応する債務

預金 9,507百万円

借入金 10,000百万円

上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引等の担保として、有価証券49,218百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は330百万円あります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、295,488百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが293,964百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求

するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日
 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 4 号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、路線価に奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,363 百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 28,425 百万円
 11. 有形固定資産の圧縮記帳額 750 百万円
 12. 借入金には、他の債務より債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 10,000 百万円が含まれております。
 13. 社債は、劣後特約付社債 15,000 百万円であります。
 14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 1,345 百万円であります。
 15. 1 株当たりの純資産額 488 円 63 銭
 16. 関係会社に対する金銭債権総額 6,333 百万円
 17. 関係会社に対する金銭債務総額 5,513 百万円
 18. 単体自己資本比率（国内基準） 12.00%

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益
 資金運用取引に係る収益総額 86 百万円
 役務取引等に係る収益総額 21 百万円
 その他業務・その他経常取引に係る収益総額 50 百万円
 関係会社との取引による費用
 資金調達取引に係る費用総額 3 百万円
 その他業務・その他経常取引に係る費用総額 1,897 百万円
 2. 1 株当たり当期純利益金額 56 円 47 銭
 3. 継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額）

地 域	主な用途	種 類	減損損失額 （百万円）	うち土地 （百万円）	うち建物 （百万円）
大分地区	営業店舗等	土 地	267	267	
合 計			267	267	

（資産グループの概要及びグルーピングの方法）

（イ）資産グループの概要

共用資産

銀行全体に関連する資産(本部、事務センター)、各地区に関連する資産(当該地区の社宅)

営業用資産

営業の用に供する資産

遊休資産

店舗・社宅跡地等

（ロ）グルーピングの方法

共用資産

銀行全体又は各地区を一体としてグルーピング

営業用資産

各地区毎にグルーピング

遊休資産

各々が独立した資産としてグルーピング

(回収可能価額)

当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、使用価値によっており、使用価値については、将来キャッシュ・フローを4.3%で割り引いて算定しております。

4. 関連当事者との取引

(1) 子会社及び子法人等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子法人等	宮銀保証株式会社		兼任1名	当行ローンの債務保証	当行住宅ローン等の保証取引	213,151		-

- (注) 1. 宮銀保証株式会社より、当行の住宅ローン等に対して保証を受けております。
 2. 住宅ローン等に係る被保証の保証条件は、保証内容に応じて決定しております。
 3. 取引金額は、当期末に保証を受けている住宅ローン等の残高を記載しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	大森製材株式会社			与信取引	融資	170	貸出金	161

- (注) 1. 当行取締役 大森一仁の近親者が大森製材株式会社の議決権の過半数を所有しております。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 一般取引先と同様であります。
 3. 取引金額は平均残高を記載しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	319	325	6
	その他	-	-	-
	小計	319	325	6
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	2,268	2,266	2
	小計	2,268	2,266	2
合計		2,587	2,591	3

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成22年3月31日現在)

	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社・子法人等株式	-	-	-
関連法人等株式	-	-	-
合計	-	-	-

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	105
関連法人等株式	-
合計	105

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券(平成22年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	17,457	13,486	3,971
	債券	464,126	455,598	8,528
	国債	255,896	250,961	4,934
	地方債	87,053	84,893	2,159
	社債	121,176	119,743	1,433
	その他	13,560	13,482	77
	小計	495,144	482,567	12,577
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	17,195	20,703	3,508
	債券	82,032	82,530	498
	国債	25,317	25,436	118
	地方債	18,682	18,796	113
	社債	38,032	38,298	265
	その他	11,252	11,622	370
	小計	110,480	114,857	4,376
合計		605,625	597,424	8,200

(注)時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
株式	568
その他	1,645
合計	2,213

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「其他有価証券」には含めておりません。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は 3,293 百万円増加、「繰延税金資産」は 1,331 百万円減少、「其他有価証券評価差額金」は 1,961 百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、ブローカーにより呈示されたものであり、割引現在価値やオプション価格計算モデル等に価格決定係数である市場金利等を投入することにより算定されております。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)
該当ありません。
6. 当事業年度中に売却した其他有価証券(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株 式	16,169	1,550	74
債 券	30,932	499	-
国 債	28,879	445	-
地 方 債	-	-	-
社 債	2,053	53	-
そ の 他	4,755	1,441	305
合 計	51,857	3,490	379

7. 減損処理を行った有価証券

其他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、80 百万円(うち、株式 80 百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得価額に比べて 30%以上下落した場合であります。

(追加情報)

従来、其他有価証券で時価のあるものについて、種類にかかわらず、時価が取得原価に比べて 30%以上下落した場合については、原則として、時価が著しく下落し、かつ回復可能性がないものと判断し減損処理を行っていましたが、当事業年度より、種類ごとに回復可能性を判断する基準を設け、この基準により減損処理の要否の検討を実施することとしております。これは、世界的な金融危機により株式等のボラティリティが急激に大きくなっている状況を鑑み、各期の経営成績をより適切に表示する観点から実施するものであります。この変更により、従来の方によった場合に比べて、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ 451 百万円増加しております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)

	貸借対照表計上額(百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	2,000	-

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	8,346 百万円
退職給付引当金	2,871
減価償却費	1,304
有価証券	823
退職給付信託設定額	2,016
税務上の繰越欠損金	8,104
その他	1,744
繰延税金資産小計	25,211
評価性引当額	5,555
繰延税金資産合計	19,655
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	3,335
その他	611
繰延税金負債合計	3,946
繰延税金資産の純額	15,709 百万円

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 8社

会社名

宮銀ビルサービス(株)

宮銀ビジネスサービス(株)

宮銀スタッフサービス(株)

宮銀コンピューターサービス(株)

宮銀リース(株)

宮銀ベンチャーキャピタル(株)

宮銀保証(株)

宮銀カード(株)

非連結の子会社及び子法人等 2社

みやぎんベンチャー企業育成1号投資事業有限責任組合

宮崎ネオアグリ投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

持分法適用の関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 2社

みやぎんベンチャー企業育成1号投資事業有限責任組合

宮崎ネオアグリ投資事業有限責任組合

持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は、いずれも3月末日であります。

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

連結貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	35,884	預 金	1,709,647
コールローン及び買入手形	62,046	譲 渡 性 預 金	84,119
買入金銭債権	2,268	借 用 金	24,454
商品有価証券	38	外 国 為 替	37
金銭の信託	2,000	社 債	15,000
有 価 証 券	609,204	そ の 他 負 債	11,750
貸 出 金	1,194,271	役 員 賞 与 引 当 金	20
外 国 為 替	1,261	退 職 給 付 引 当 金	7,162
リース債権及びリース投資資産	8,299	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	524
そ の 他 資 産	11,055	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	200
有 形 固 定 資 産	23,761	偶 発 損 失 引 当 金	214
建 物	7,326	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,375
土 地	13,979	支 払 承 諾	4,469
建 設 仮 勘 定	220	負債の部合計	1,860,976
その他の有形固定資産	2,233	(純資産の部)	
無 形 固 定 資 産	2,776	資 本 金	14,697
ソフトウェア	1,289	資 本 剰 余 金	8,795
その他の無形固定資産	1,486	利 益 剰 余 金	55,631
繰 延 税 金 資 産	16,066	自 己 株 式	76
支 払 承 諾 見 返	4,469	株 主 資 本 合 計	79,047
貸 倒 引 当 金	22,570	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,865
投 資 損 失 引 当 金	83	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	2
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,602
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	7,465
		少 数 株 主 持 分	3,260
		純資産の部合計	89,774
資 産 の 部 合 計	1,950,750	負債及び純資産の部合計	1,950,750

連結損益計算書

〔平成21年 4月 1日から〕
〔平成22年 3月31日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	48,758
資金運用収益	31,205
貸出金利息	24,462
有価証券利息配当金	6,648
コールローン利息及び買入手形利息	33
預け金利息	0
その他の受入利息	62
役員取引等収益	6,782
その他の業務収益	8,755
その他経常収益	2,015
経常費用	39,155
資金調達費用	3,554
預金利息	2,379
譲渡性預金利息	205
コールマネー利息及び売渡手形利息	13
借入金利息	349
社債利息	231
その他の支払利息	375
役員取引等費用	1,797
その他の業務費用	5,689
営業経費	24,510
その他経常費用	3,604
貸倒引当金繰入額	2,323
その他の経常費用	1,280
経常利益	9,603
特別利益	791
固定資産処分益	4
償却債権取立益	724
投資損失引当金戻入益	10
睡眠預金払戻損失引当金戻入益	51
特別損失	550
固定資産処分損失	282
減損損失	267
税金等調整前当期純利益	9,844
法人税、住民税及び事業税	297
法人税等調整額	355
法人税等合計	653
少数株主利益	414
当期純利益	8,776

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～50年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,038百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

(会計方針の変更)

当連結会計年度末から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。

なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

(9) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(11) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度において、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(12) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債はありません。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しております。なお、金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を適用しております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益であり、当該ヘッジを適用していたものの残存期間に応じ平成15年度から残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は2百万円（税効果額控除前）であり、繰延ヘッジ利益（同前）はありません。

連結される子会社及び子法人等は、ヘッジ取引を行っておりません。

(14) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(15) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(金融商品に関する会計基準)

当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、有価証券は12百万円減少、繰延税金資産は5百万円増加、その他有価証券評価差額金は7百万円減少しております。なお、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は、軽微であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額(連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資を除く) 482百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,331百万円、延滞債権額は30,989百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,747百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は35,068百万円であります。

なお、2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は10,418百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預 け 金	40百万円
有 価 証 券	87,585百万円
リ ー ス 投 資 資 産	3,676百万円
そ の 他 資 産	417百万円

担保資産に対応する債務

預 金	9,507百万円
借 用 金	11,817百万円

なお、上記のリース投資資産3,676百万円は、利息相当額を含んでおります。

上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引等の担保として、有価証券49,218百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は331百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、303,760百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが302,236百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、路線価に奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,363百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 28,749百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 750百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。
13. 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,345百万円であります。
15. 1株当たりの純資産額 491円14銭
16. 当連結会計年度末の退職給付債務等は、以下のとおりであります。

退職給付債務	20,290	百万円
年金資産（時価）	10,617	
未積立退職給付債務	9,673	
未認識数理計算上の差異	3,248	
未認識過去勤務債務（債務の減額）	331	
連結貸借対照表計上額の純額	6,756	
前払年金費用	406	
退職給付引当金	7,162	

17. 連結自己資本比率（国内基準） 12.23%

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 819 百万円を含んでおります。
2. 1 株当たり当期純利益金額 56 円 62 銭
3. 継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)

地域	主な用途	種類	減損損失額(百万円)	うち土地(百万円)	うち建物(百万円)
大分地区	営業店舗等	土地	267	267	
合計			267	267	

(資産グループの概要及びグルーピングの方法)

(イ) 資産グループの概要

共用資産

銀行全体に関連する資産(本部、事務センター)、各地区に関連する資産(当該地区の社宅)

営業用資産

営業の用に供する資産

遊休資産

店舗・社宅跡地等

連結子会社

(ロ) グルーピングの方法

共用資産

銀行全体又は各地区を一体としてグルーピング

営業用資産

各地区毎にグルーピング

遊休資産

各々が独立した資産としてグルーピング

連結子会社

個社毎にグルーピング

(回収可能価額)

当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、使用価値によっており、使用価値については、将来キャッシュ・フローを 4.3% で割り引いて算定しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループ(当行及び当行の関係会社)は、当行及び連結子会社8社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、信用保証業務及びクレジットカード業務等の金融サービスに係る業務を行っております。これらの業務は、市場の状況や長短のバランスを調整しながら、預金を中心とした資金調達、貸出及び有価証券投資を中心とした資金運用により行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では資産及び負債の総合的管理を行っております。また、当行におけるデリバティブ取引は、主として貸出金に係る金利変動リスク、外国為替取引における為替変動リスク等のリスクを回避(ヘッジ)するため、通常業務の一環として行っております。また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を適用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、貸出金は取引先等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。特に、当行は宮崎県内を営業基盤としていることから貸出金の8割超が宮崎県内向けとなっております。したがって、大規模な地震や台風等の自然災害が発生した場合や、宮崎県内の経済環境等の状況の変化により、取引先の経営状況が悪化し、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また当行の預金金利、貸出金利は市場金利に基づき改定しておりますが、市場金利の変化の速度や度合いによっては、預金金利、貸出金利改定のタイムラグや当行の資産(貸出等)・負債(預金等)の各科目の市場金利に対する金利感応度(弾性値)の差異等により資金利益が悪化する可能性があります。

有価証券は、主に債券、株式及び投資信託等であり、資産運用のための投資を主な目的として保有しております。これらは、それぞれの発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク等の他に、市場の混乱等により市場において取引ができなくなることや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。

一方、金融負債の中心である預金につきましては、当行は健全経営を堅持しておりますが、万が一何らかの要因により、当行の経営が不安視され風評等が発生すると、預金が流出し、資金繰りに支障をきたす可能性があります。

コールマネー、借入金、社債は、当行の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなることや、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること等の流動性リスクに晒されております。

当行におけるデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では為替予約取引、債券関連では債券先物及び債券先物オプション取引、その他として複合金融商品に組み込まれたクレジットデリバティブ取引等であります。なお、デリバティブ取引については、当行のみが行っており、グループ会社では行っておりません。デリバティブ取引の主なリスクは、市場リスク及び信用リスクであります。市場リスクは、金利や価格が変動することにより保有しているデリバティブの価値が減少するリスクのことで、ヘッジ目的の取引が大部分となっているため、オンバランス取引と合わせた総合的な市場リスクは非常に限られたものとなっております。また、信用リスクは、相手方が契約不履行となった場合に損失を被るリスクのことで、取引の契約先をいずれも取引所や信用度の高い金融機関としており、取引先別にクレジットラインを設定し厳格に管理しているため、信用リスクは小さいと認識しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当行グループは、「内部管理基本方針」及び「リスク管理基本方針」に沿って定めた「信用リスク管理規程」に基づき、リスクの分散を基本とする最適な与信ポートフォリオの構築や、融資審査モラルの維持向上を目指すことにより、貸出資産の健全性維持に努めております。また、「信用格付」、「自己査定」を通じた信用供与に係るリスク量を客観的かつ定量的に把握するため、「信用リスクの定量化」に取り組んでおります。

なお、ポートフォリオの状況や、信用リスク量の計測結果については、関係部の部長による部会組織である「信用リスク専門部会」にて定期的に評価を実施し、その結果を経営陣による意思決定機関である「リスク管理委員会」へ報告しております。

グループ会社におきましては、「グループ会社リスク管理規程」を整備して対応しております。また、それぞれのグループ会社に係るリスク管理の状況に関しては当行でリスク認識・把握・評価を行い、「リスク管理委員会」へ定期的に報告を行う体制となっております。

市場リスクの管理

デリバティブなどの金融技術の発展を背景にますます多様化する取引先のニーズに適切に対処し、経営の健全性及び収益の安定確保を目的に、関連法規、市場慣行に基づき、取引の妥当性、市場リスクを適切に把握し、許容し得る限度内での効率的な資金の調達・資産の最適配分を図ることを基本方針としております。具体的にはALM委員会において、金利リスク、価格変動リスク等のコントロールを実施しております。

市場リスクを適切にコントロールするため、ALM委員会において、半期毎に自己資本額を基準として、市場リスクの限度額及び市場関連リスク額の警戒水準であるアラームポイントを設定し、管理を行っております。所管部署は、これらのリスクリミットルールに基づき、機動的かつ効率的に市場取引を行っております。

このように市場取引の多様化・複雑化に適切に対応するとともに、新しい自己資本比率規制で実施されているアウトライヤー基準と呼ばれる金利リスクの限度管理に対応するため、バンキング勘定についても金利リスク量の計測を定期的実施し、将来の金利変動に対する厳格なリスク管理を行っております。

グループ会社におきましては、「グループ会社リスク管理規程」を整備して対応しております。また、それぞれのグループ会社に係るリスク管理の状況に関しては当行でリスク認識・把握・評価を行い、「リスク管理委員会」へ定期的に報告を行う体制となっております。

流動性リスクの管理

流動性リスクについても、ALM委員会において、その時点での市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件による場合、当該価格が異なることもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、この金額自体が市場リスク量または信用リスク量を示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 22 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注 2）参照）。また、「リース債権及びリース投資資産」等、重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	35,884	35,884	-
(2) コールローン及び買入手形	62,046	62,046	-
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	319	325	6
その他有価証券	606,665	606,665	-
(4) 貸出金	1,194,271		
貸倒引当金（*1）	19,722		
	1,174,549	1,192,379	17,830
資産計	1,879,465	1,897,302	17,837
(1) 預金	1,709,647	1,711,115	1,468
(2) 譲渡性預金	84,119	84,150	30
(3) 借入金	24,454	25,054	599
(4) 社債	15,000	15,026	26
負債計	1,833,222	1,835,346	2,124
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(2,540)	(2,540)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	188	188
デリバティブ取引計	(2,540)	(2,351)	188

（*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

（注 1）金融商品の時価の算定方法

資 産

（1）現金預け金

預け金については、満期の無いもの又は約定期間が短期間であり、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（2）コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間（3カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（3）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、発行体の外部格付がないため、貸出金と同一の方法により、発行体の内部格付及び期間等を勘案して時価を算定しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は 3,293 百万円増加、「繰延税金資産」は 1,331 百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は、1,961 百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、ブローカーにより呈示されたものであり、割引現在価値やオプション価格計算モデル等に価格決定係数である市場金利等を投入することにより算定されております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、残存期間が短期間（3カ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、残存期間が3カ月を超えるものは、貸出金の商品種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見積額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は当連結会計年度末における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当座貸越等、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結会計年度末日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（3カ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(4) 社債

当行が発行する社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（為替予約）、クレジットデリバティブ取引（クレジット・デフォルト・オプション）であり、現在割引価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	572
組合出資金(*2)	1,647
合 計	2,219

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の当連結会計年度末日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	13,736	-	-	-	-	-
コールローン及び買入手形	62,046	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	152	167	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	49,512	133,061	119,864	108,357	156,088	6,764
貸出金(*)	305,542	194,987	152,061	127,365	128,666	253,762
合計	430,990	328,216	271,926	235,722	284,754	260,527

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない31,886百万円は含めておりません。当座貸越については、「1年以内」に含めて計上しております。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の当連結会計年度末日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	1,569,739	114,378	25,529	-	-	-
譲渡性預金	84,119	-	-	-	-	-
借入金	11,855	1,784	607	207	10,000	-
社債	-	-	-	15,000	-	-
合計	1,665,715	116,162	26,136	15,207	10,000	-

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債			
	地方債			
	社債	319	325	6
	その他			
	小計	319	325	6
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債			
	地方債			
	社債			
	その他	2,268	2,266	2
	小計	2,268	2,266	2
合計		2,587	2,591	3

3. その他有価証券（平成 22 年 3 月 31 日現在）

	種 類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差 額 （百万円）
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株 式	17,457	13,486	3,971
	債 券	465,136	456,602	8,533
	国 債	256,906	251,966	4,940
	地 方 債	87,053	84,893	2,159
	社 債	121,176	119,743	1,433
	そ の 他	13,560	13,482	77
	小 計	496,154	483,571	12,582
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株 式	17,195	20,703	3,508
	債 券	82,062	82,560	498
	国 債	25,317	25,436	118
	地 方 債	18,682	18,796	113
	社 債	38,062	38,328	265
	そ の 他	11,252	11,622	370
	小 計	110,510	114,887	4,376
合 計		606,665	598,458	8,206

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日）
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日）

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株 式	16,169	1,550	74
債 券	30,932	499	
国 債	28,879	445	
地 方 債			
社 債	2,053	53	
そ の 他	4,755	1,441	305
合 計	51,857	3,490	379

6. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、80 百万円（うち、株式 80 百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得価額に比べて 30%以上下落した場合であります。

（追加情報）

従来、その他有価証券で時価のあるものについて、種類にかかわらず、時価が取得原価に比べて 30%以上下落した場合については、原則として、時価が著しく下落し、かつ回復可能性がないものと判断し減損処理を行っていましたが、当連結会計年度より、種類ごとに回復可能性を判断する基準を設け、この基準により減損処理の要否の検討を実施することとしております。これは、世界的な金融危機により、株式等のボラティリティが急激に大きくなっている状況を鑑み、各期の経営成績をより適切に表示する観点から実施するものであります。この変更により、従来の方法によった場合に比べて、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ 451 百万円増加しております。

(金銭の信託関係)

1 . 運用目的の金銭の信託 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	2,000	-

2 . 満期保有目的の金銭の信託 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

該当ありません。

3 . その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成 22 年 3 月 31 日現在)

該当ありません。